

日高国有林の地域別の森林計画（案）に対する意見の要旨及び当該意見の処理の結果

森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第4項において準用する同法第6条第2項の規定により国民の皆様からの意見はありませんでしたが、「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて（15林整計第341号）」別紙の第5の4の規定により、学識経験者から意見をいただいたところであり、その意見の要旨及び当該意見の処理の結果は、以下のとおりです。

記

処理結果の区分について

- 1 趣旨を取り入れているもの：すでに本計画に趣旨等が記述されているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨に沿って行っていくこととしているものです。
- 2 趣旨の一部を取り入れているもの：本計画に意見をそのまま記述することは困難ですが、一部意見書の趣旨を本計画に記述しているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨の一部を取り入れて行うこととしているものです。
- 3 修 文 す る も の：意見書を踏まえ、計画（案）を修文したものです。
- 4 今 後 の 検 討 課 題 等：意見書の趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題等とさせていただきます。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理結果の理由
計画の概要 2 計画樹立に当たっての基本的考え方	現行計画の実施状況・到達点と問題点を述べていない。 現行計画についての自己評価をすべきである。	2	現行計画における実施状況等については、今後策定される地域管理経営計画において記述することとしています。
同上	日高と渡島檜山は森林資源の状態はかなり異なっており、将来の目指す森林をイメージした計画を立てるべきではないか。	4	将来の目指すべき森林の姿については、「森林の整備及び保全の目標」として、森林の有する各機能を高度に発揮するうえで望ましい森林の姿として記述しています。 また、計画については、基本的な考え方の中で地域の実情に応じた計画となるよう記述しているところです。ご意見を踏まえ、より充実した記述となるよう、今後の計画において検討してまいります。
計画事項 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 (2)森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 イ 森林の整備及び保全の基本方針	「森林病虫害等の被害の防止対策の推進等」とあるがエゾシカなどによる野生獣による被害防止が今後問題となるので具体的記述が必要ではないか。また、「森林病虫害等」は「森林病虫獣害等」とした方が良いのではないか。	3	「森林病虫害等」の記述については、エゾシカによる被害を含めておりますが、わかりやすい表現とするため、ご意見を踏まえ「病虫害及び野生鳥獣等による被害の防止対策の推進等」とします。なお、エゾシカに係ることについては、「11 その他必要事項」の「(2) 森林の保護及び管理」の項で記載させていただいております。
同上	森林資源のモニタリングの適切な実施とあるが、どのような林分をモニタリングするのか具体的な記述が欲しい。 収穫試験地のようなものをイメージしているのか。	3	森林資源のモニタリング調査については、持続可能な森林経営の推進に資する観点から、森林の状態とその変化の動向を全国を統一した手法に基づき把握・評価するものであり、特定の条件を有した森林だけでなく、全ての森林を対象としてプロットを設定し、立木等の賦存状況及び下層植生の生息状況等の調査を行っているものです。 ご意見を踏まえ「その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリング」という表現を「森林の立木及び下層植生の状況等を全国を統一した手法に基づき把握・評価する森林資源のモニタリング」に修正します。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理結果の理由
(3)その他必要な事項 ア 水源かん養機能等の持続的発揮に向けた森林整備	針広混交林や複層林の施業技術はまだ手探り状態であり、事業実行にあたっては慎重な対応が望まれる。	2	針広混交林の造成や複層林施業については、事前及び事後の林況等の把握等を通じて施業実施状況を確認しながら実施しているところであり、今後とも適切な事業実施に努めてまいります。
3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項 (1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項 イ 立木の伐採(主伐)の標準的な方法 (ウ) 天然生林施業 及び 4 造林面積その他造林に関する事項 (1) 造林に関する基本的事項 イ 造林の標準的な方法 (ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法	天然生林施業、天然更新補助作業の標準的な方法について、更新完了の目安を設定すべきで、結実状況の観察も加えるべきであるし、更新完了までの年数も余裕を見て設定する必要がある。	2	天然更新補助作業における更新完了の目安については、「地表処理箇所の更新状況確認調査要領」を定めているところであり、この基準に基づき適切に実施してまいります。 なお、結実状況等についてのご意見に関しては、今後の参考とさせていただきます。
3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項 (3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項	クマゲラ、クマタカ、オオタカについて生息森林の取扱について具体的記述があるが、シマフクロウについて記載がない。シマフクロウの生息可能な森林の存在が考えられる場合はシマフクロウについても生息森林の取扱も記載する必要がある。	2	シマフクロウについては、繁殖活動の旺盛なつがい確実に営巢している区域及びその周辺区域について、「保護林」を設定して保護に努めているところですが、日高及び渡島檜山森林計画区においては、現在そのような状況は確認されておりません。このため、こうした状況を踏まえ、「その他の希少種」として記述しております なお、今後本計画区内においてシマフクロウの生息、営巢等が確認された場合には、慎重に対応してまいりたいと考えています。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理結果の理由
7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	両計画区とも林道及び作業道の目標密度を示す必要がある。	2	<p>森林・林業基本計画においては、公道、林道及び作業道による路網密度について「繰り返しの間伐等継続的な施業が必要な育成単層林施業及び育成複層林施業の対象地ではおおむね50m/ha」と目安が示されています。また、林道については、現状13万kmに対し26万kmが望ましい林道の延長の目安であると示されており、北海道森林管理局としましても、これらを踏まえ、林道の整備に努めていくこととしております。</p> <p>具体的な目標としては路網密度ではなく、林道整備率で示すこととなっております。林道整備率は、北海道森林管理局の林道全体計画に基づく、森林計画区ごとの林道計画延長に対する林道開設延長の割合であり、具体的には別表2のとおりとなっております。</p>
11 その他必要な事項	日高計画区にはかなり古い伐採跡地があり、伐採後の森林動態を学ぶのに好適な森林があると思われるので、観察に適した森林を市民が観察できるように歩道などを整備してはどうか。	4	ご意見の趣旨を踏まえ、今後、検討させていただきます。
別表2	計画期末の機能類型ごとの面積目標についても記載した方が、どのような取組を行うのかをつかみやすいのではないかと。	2	機能類型については、森林の諸機能を最大に発揮させるため、それぞれの森林について第一に発揮させるべき機能によってゾーニングされたものであり、期首と期末で面積移動を伴うものではありません。このため、森林の状態（育成単層林、育成複層林及び天然生林）についてのみ期首と期末の面積を記述しているものです。
別表3	伐採量は間伐木が8割から9割を占めているが、この間伐木の利用見通しは立っているか。	2	林道等の十分に整備できていない森林や初回間伐等小径木が中心となる場合など、必ずしも利用できるとは限りませんが、森林土木工事への利用など、できる限り利用していくとともに、木質バイオマスとしての利用等、幅広い用途の啓発・普及にも努めてまいります。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理結果の理由
別表3 及び 別表4	伐採立木材積と人工造林及び天然更新別面積については、地域別の内訳を示すべきである。	2	別表3 及び別表4 の数量については、資源量等から算出した10ヶ年間の計画数量であり、具体的な箇所付けにより作成するものではないことから、計画区全体のみ面積とさせていただいております。 なお、具体的な箇所付けについては、今後の説明の機会においては、ご意見を踏まえ、工夫していくことを検討していきます。
同上	縦覧で公衆の意見を聞くとなっているが、市民からすると、どの場所が対象となるかは分からないのではないかと。別表3 の伐採立木材積及び別表4 の人工造林及び天然更新別の造林面積についても、育成単層林、育成複層林、天然生林毎に算出されていた方が、わかりやすくなるのではないかと。	4	計画書への記載については、計画書の様式が統一されているため、困難ですが、今後の説明の機会においては、ご意見を踏まえ、工夫していくことを検討していきます。
概要版 4 主要計画量（現行計画と新計画案との対比）	現行計画との対比で、天然更新が14,326haから435haに激減しているが、労務や資材の供給と言った面から見ると、計画的であると言えないのではないかと。少なくとも、本編には現行計画に比べて減少した理由を明記すべきではないかと。	4	天然更新面積については、地況・林況調査の結果等を踏まえ、林況の回復状況等を勘案した結果、新計画においては天然林の主伐量が減少し、このため天然更新も減少することとなっていますが、今後も現場の実態を踏まえ、天然林の持続的な利用に努めてまいります。 なお、計画書への記載については、計画書の様式が統一されているため、困難ですが、今後の説明の機会においては、ご意見を踏まえ、工夫していくことを検討していきます。
同上	日高、渡島檜山の両森林計画区とも、林道の開設・改良量が大幅に増加していることについて、周囲の環境への影響を十分に考慮し、必要最小限の整備に留めるように努力していただきたい。	2	全国森林計画においては、望ましい森林施業の展開に見合った林道等の路網密度が目安としておおむね50m/haと示されているところです。こうした中で、今後とも効率的な森林施業や適切な管理経営に資するよう、林道と作業道等の適切な組み合わせによる路網整備が重要であると考えています。また林道の開設については、新設だけではなく、既存の作業道の格上げによるものも多く計画しているところです。その開設に当たっては周囲の環境にも配慮しつつ、現地の状況にあった路網となるように努めてまいります。